

第3章 事業実施区域及び影響範囲の概況

1. 設定した影響範囲及び設定の根拠

(1) 設定した影響範囲及び設定の根拠

札幌市環境影響評価条例第4条第1項及び第5条第1項に規定される環境配慮指針及び技術指針に基づき、関連する既存資料を整理し、関係地域を調査範囲とした地域の概況把握を行った。

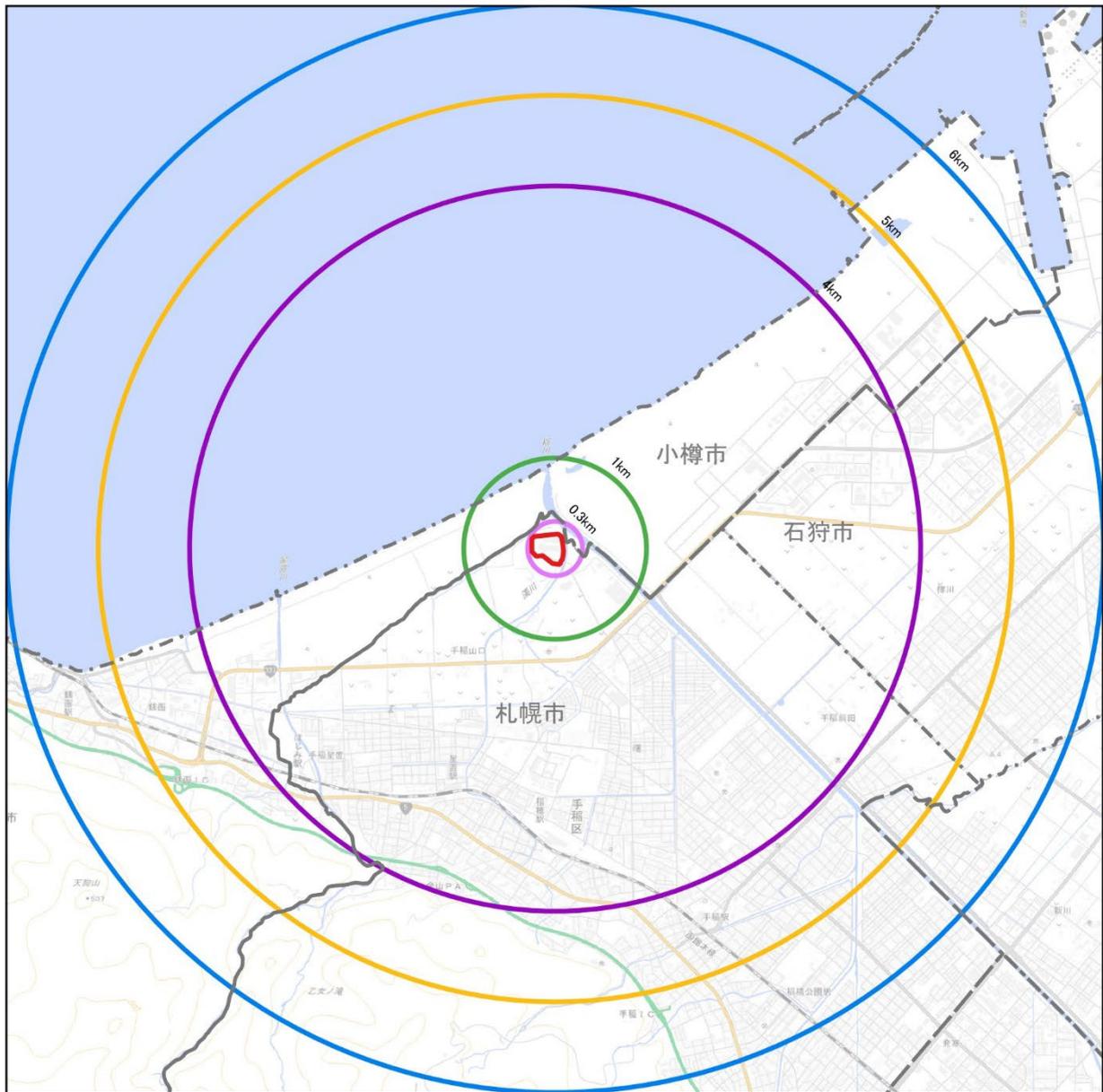
「関係地域」とは、事業の実施により1以上の環境要素が影響を受ける範囲である。各環境要素が影響を受ける範囲（以下「影響範囲」という。）は、事業の特性と調査、予測及び評価の選定項目により異なることから、表3-1-1に一覧を示す。また、図3-1-1に影響範囲の設定状況を示す。

表 3-1-1 影響範囲の範囲及び設定根拠

項目		影響範囲の範囲	設定根拠
大気質	硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質	煙突排出ガス	周辺の住居地域及び想定される最大着地濃度地点を含む最大4km程度の範囲 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に示された煙突実態高40mの場合の調査対象地域が半径4kmであることを考慮して設定
	粉じん	工事の実施	
騒音 振動	騒音 振動	機械等の稼働による騒音・振動	事業実施区域から最大1km程度の範囲 類似例などの一般的な距離減衰を考慮して設定
		搬入車両の騒音・振動	
悪臭	悪臭	煙突排出ガス	排ガスの最大着地濃度地点が煙突から約1kmと想定しており、2倍以上の範囲を設定、また、札幌市の大気質及び土壌ダイオキシン類の調査地点を考慮して設定
		施設漏洩悪臭	事業実施区域から最大1km程度の範囲 類似例などの一般的な距離減衰を考慮して設定
水質(底質及び地下水を含む)	水の濁り	工事の実施	事業実施区域から最大300m程度の範囲 工事濁水等の発生を考慮して、新川までの範囲を設定
地形及び地質	重要な地形及び地質	工作物の存在	事業実施区域から最大1km程度の範囲 土地改変や土砂流下等による重要な地形・地質の消失や特性変化を考慮して設定
植物	重要な植物種及び群落とその生育地	工作物の存在	事業実施区域から最大1km程度の範囲 移動能力及び周辺の生息環境等を考慮して設定
動物	猛禽類を除く重要な動物種及び注目すべき生息地	工作物の存在	事業実施区域から最大5km程度の範囲 「北海道の猛禽類 2020年版」に示された北海道の海岸部に生息するオジロワシの営巣地間距離を考慮して設定
	重要な猛禽類	工作物の存在	
生態系	地域を特徴づける生態系	工作物の存在	
景観		施設(煙突)の存在	手稲稲積公園を含む最大6km程度の範囲 遠景眺望点(手稲稲積公園)を考慮して設定
人と自然との触れ合いの活動の場		施設(煙突)の存在	事業実施区域から最大5km程度の範囲 代表的な公園及びレジャー施設(稲穂ひだまり公園及び手稲山自然歩道等)等を考慮して設定
廃棄物等	廃棄物及び副産物	廃棄物の発生	市内全域 環境への負荷の回避・低減に係る環境要素として設定
温室効果ガス	二酸化炭素	煙突排出ガス	

出典：「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成18年、環境省)

出典：「北海道の猛禽類 2020年版」(令和2年、北海道猛禽類研究会)



凡例

事業実施区域

市町村界

影響範囲(水質)

影響範囲(大気質(工事の実施)、騒音・振動、悪臭(施設漏洩)、地形・地質、植物、動物(猛禽類を除く))

影響範囲(大気質(煙突排出ガス)、悪臭(煙突排出ガス))

影響範囲(猛禽類及び生態系、人と自然との触れ合いの活動の場)

影響範囲(景観)



1:75,000

0 1 2 3 km



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図(タイル)を使用したものである

図 3-1-1 影響範囲の設定

焼却施設の排出ガスに係る大気質及び悪臭については、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年、環境省）に示された煙突実態高 40m の場合の調査対象地域が半径 4km であることを考慮し、図 3-1-2 (1) に示す事業実施区域から最大 4km 程度の範囲を影響範囲に設定する。

騒音・振動、工事の実施に係る大気質、施設から漏洩する悪臭については、類似事例などから広範囲に影響が及ぶ可能性は小さいと判断し、図 3-1-2(2) に示す事業実施区域から最大 1 km 程度の範囲を影響範囲に設定する。

水質については、施設排水を手稲水再生プラザへ送水し処理するため河川水質には影響を及ぼさないが、施工工事による濁水等の発生が周辺環境に影響を及ぼす可能性があるため、図 3-1-2(3) に示す新川までの範囲（約 300m）を影響範囲に設定する。

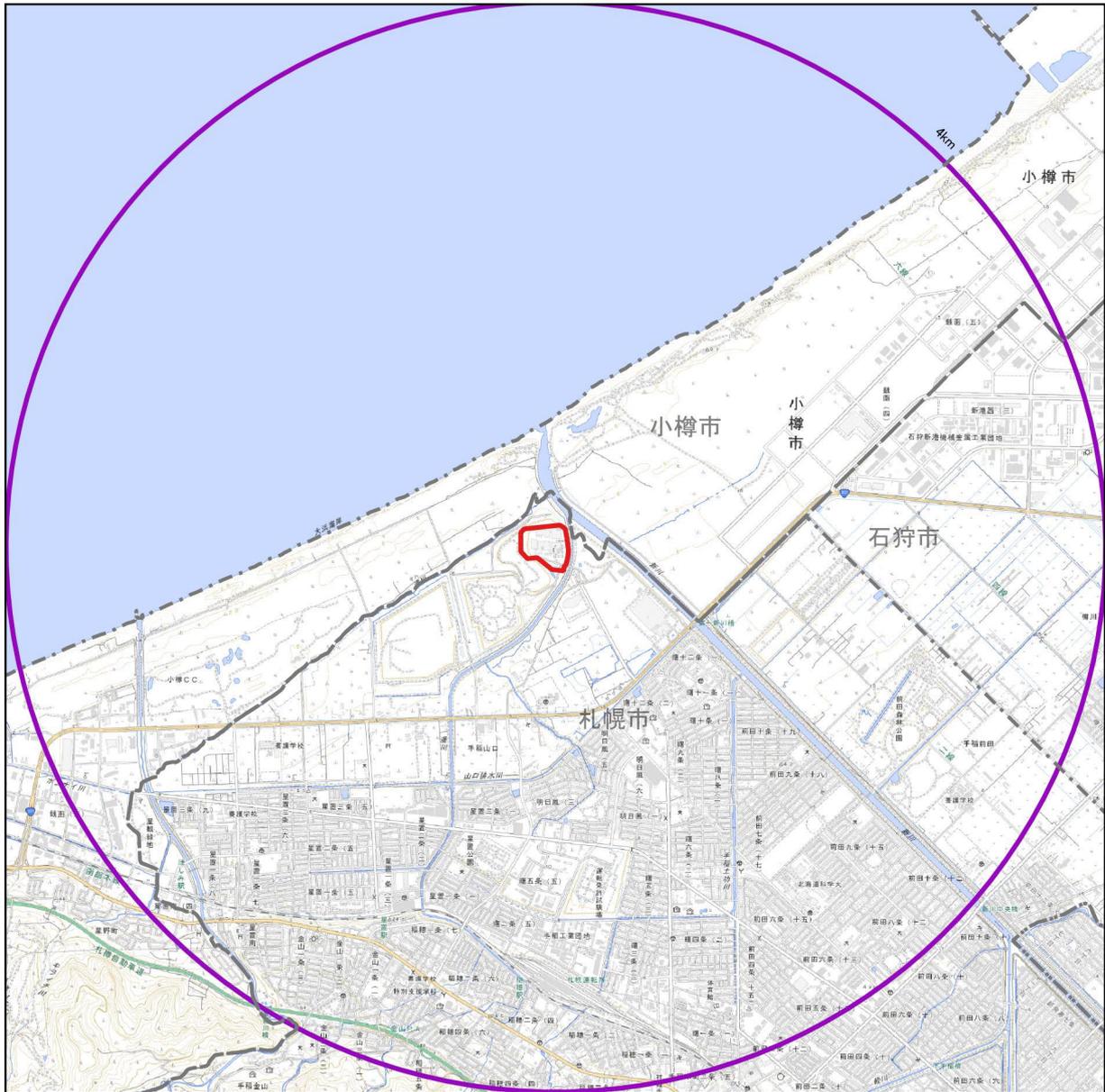
地形及び地質については、周辺に重要な地形及び地質が分布していないこと、施設建設にあたり大規模な掘削工事や土地改変を計画していないことから、広範囲に影響を及ぼす可能性は小さいと判断し、図 3-1-2(2) に示す事業実施区域から最大 1km 程度の範囲を影響範囲に設定する。

植物、動物及び生態系については、生物の移動能力から影響範囲を想定した。植物及び猛禽類を除く動物は、それぞれ図 3-1-2(2) に示す事業実施区域から最大 1km 程度の範囲を影響範囲に設定する。猛禽類を含む生態系については、「北海道の猛禽類 2020 年版」（令和 2 年、北海道猛禽類研究会）に示された北海道の海岸部に生息するオジロワシの営巣地間距離を考慮して図 3-1-2(4) に示す最大 5km 程度の範囲を影響範囲に設定する。

景観については、代表的眺望点である手稲稲積公園を含む図 3-1-2(5) に示す最大 6km の範囲を影響範囲に設定する。

人と自然との触れ合いの活動の場は、周辺の代表的な活動の場である稲穂ひだまり公園や手稲山自然歩道等を含む図 3-1-2(4) に示す最大 5km 程度の範囲を影響範囲に設定する。

なお、廃棄物等及び温室効果ガスについては、項目の性質を考慮して影響範囲を市内全域とした。



凡例

- 事業実施区域
- 市町村界
- 影響範囲(大気質(煙突排出ガス)、悪臭(煙突排出ガス))

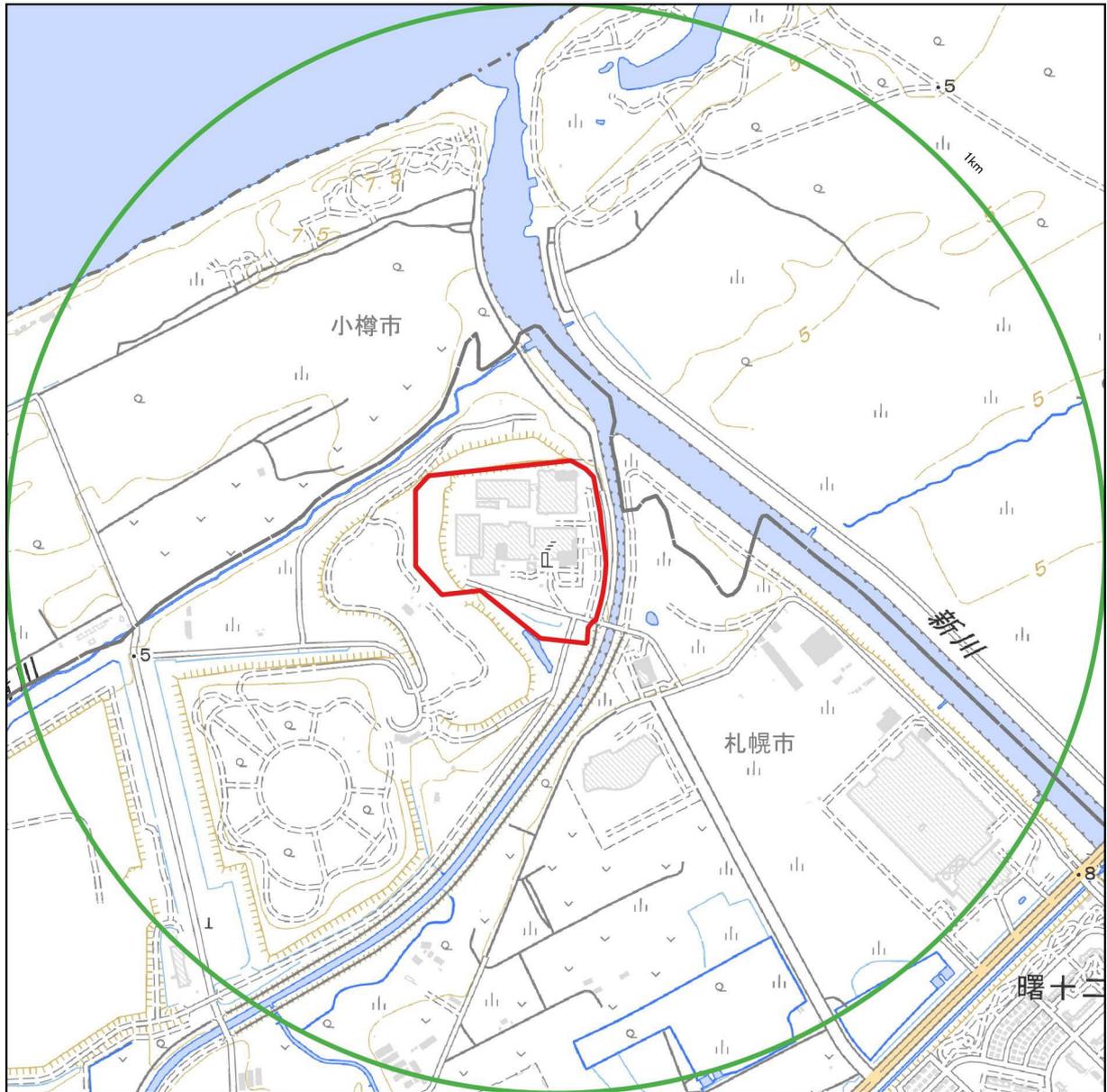


1:50,000



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図(タイル)を使用したものである

図 3-1-2(1) 影響範囲(大気質(煙突排出ガス)・悪臭(煙突排出ガス))



凡例

- 事業実施区域
- 市町村界
- 影響範囲(大気質(工事の実施)、騒音・振動、悪臭(施設漏洩)、地形・地質、植物、動物(猛禽類を除く))

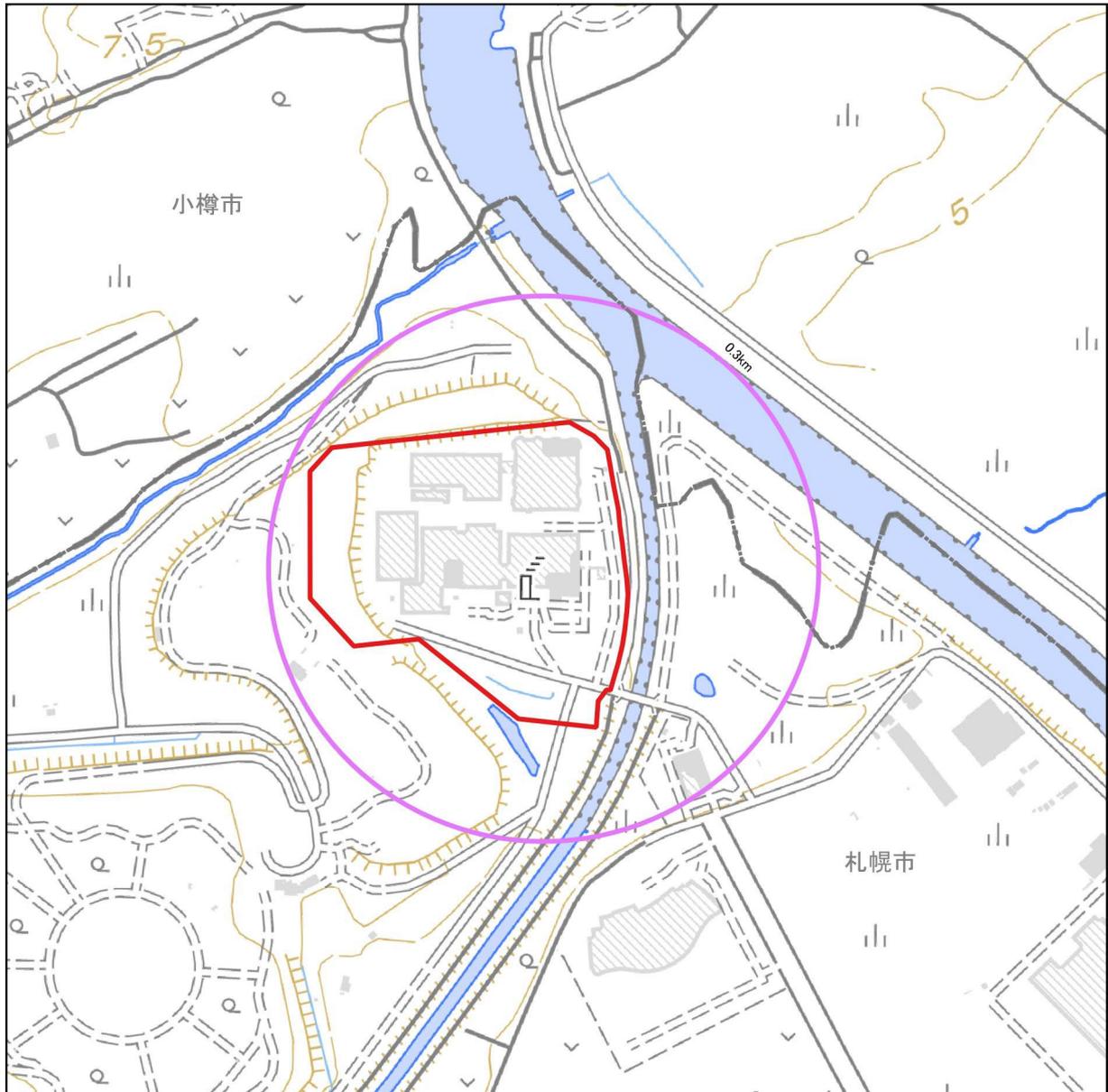


1:12,500



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図(タイル)を使用したものである

図 3-1-2(2) 影響範囲(大気質 (工事の実施))(騒音・振動)(悪臭(施設漏洩))
(地形・地質)(植物、動物(猛禽類を除く))



凡例

- 事業実施区域
- 市町村界
- 影響範囲(水質)



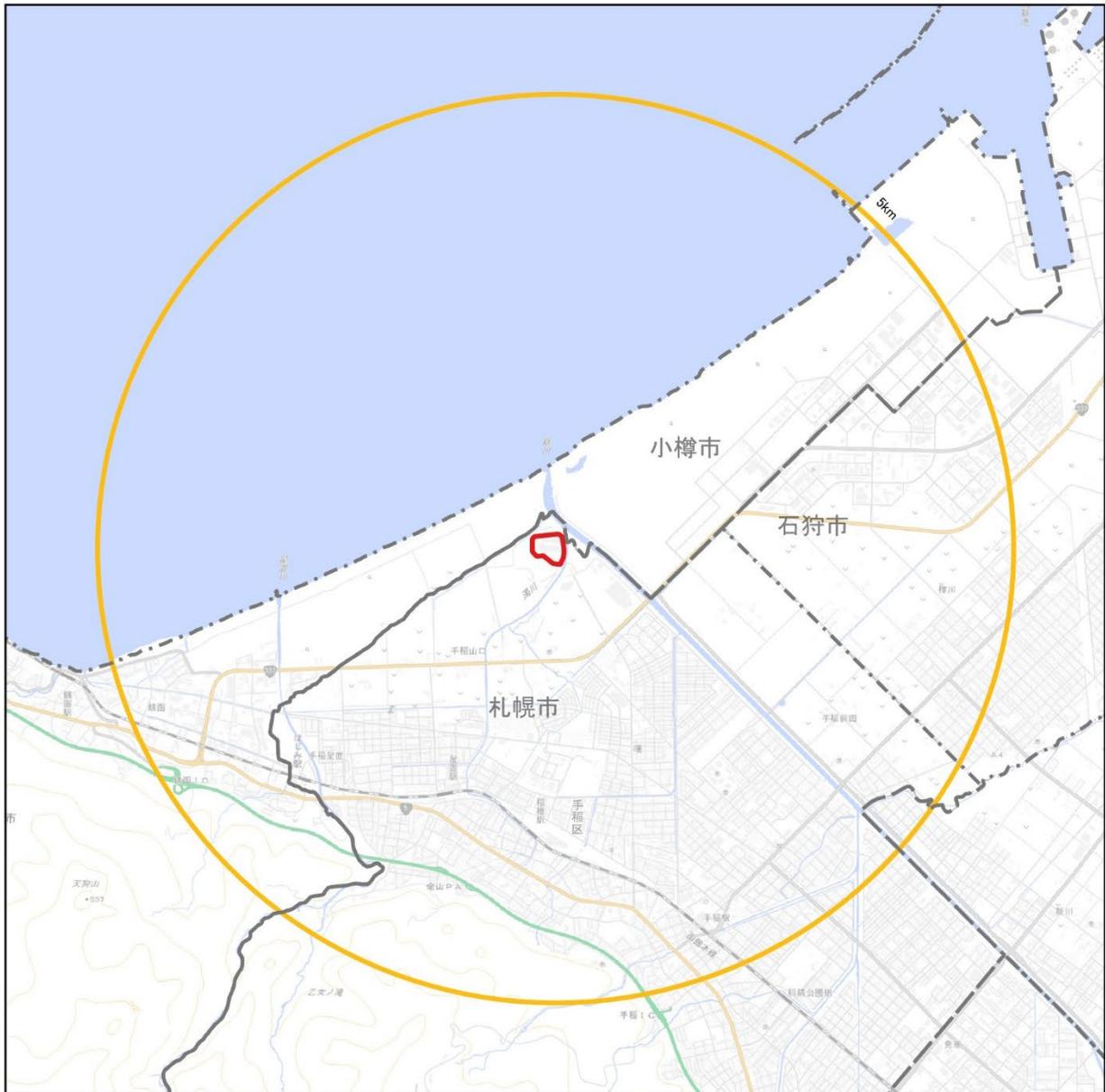
1:7,500

0 100 200 300 m



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図(タイル)を使用したものである

図 3-1-2(3) 影響範囲(水質)



凡例

- 事業実施区域
- 市町村界
- 影響範囲(猛禽類及び生態系、人と自然との触れ合いの活動の場)

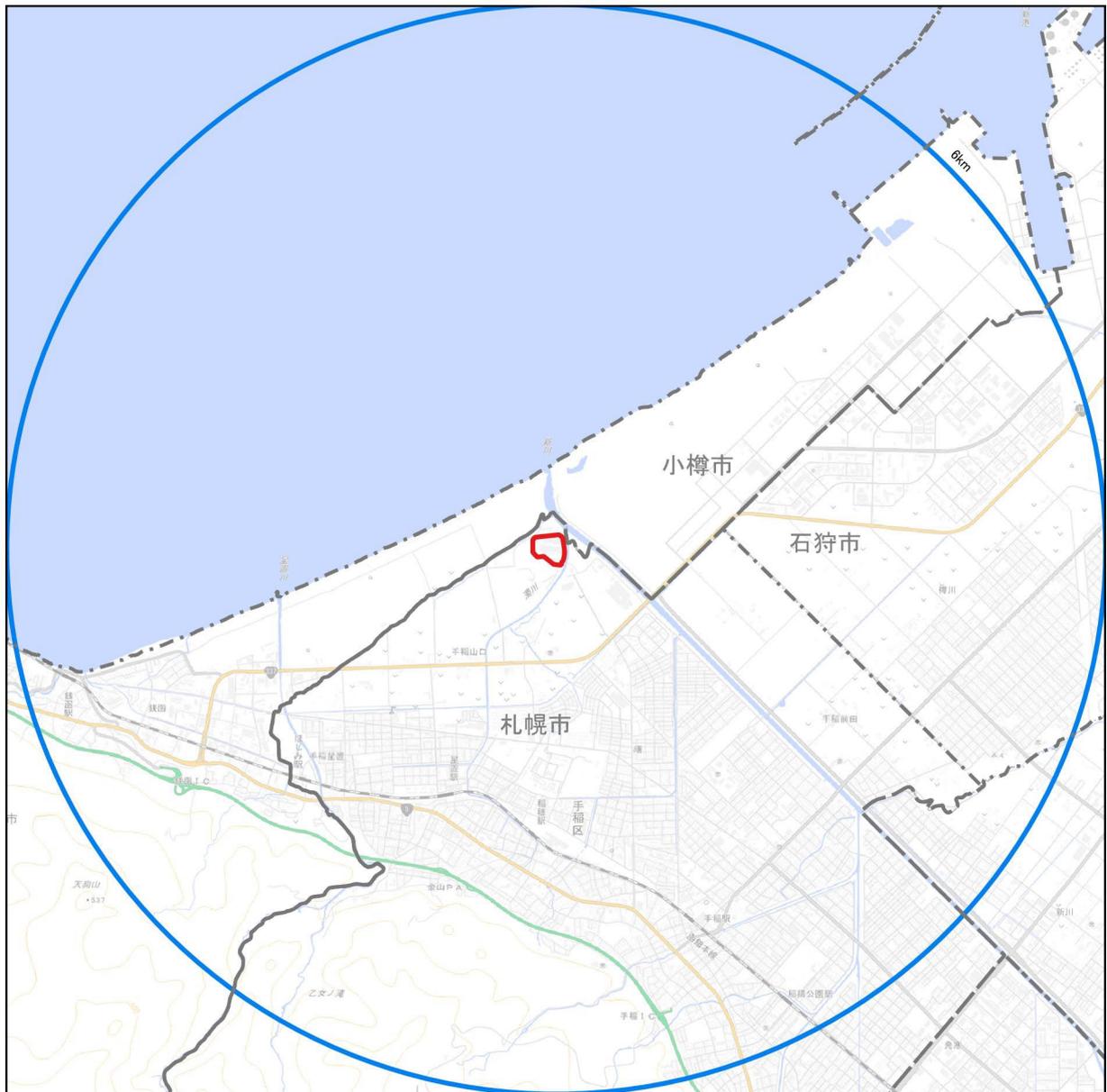


1:75,000



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図(タイル)を使用したものである

図 3-1-2(4) 影響範囲(猛禽類及び生態系)(人と自然との触れ合いの活動の場)



凡例

- 事業実施区域
- 市町村界
- 影響範囲(景観)



1:75,000



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図(タイル)を使用したものである

図 3-1-2(5) 影響範囲(景観)

(2) 影響範囲の概況

1) 自然的状況

ア 地域の生活環境に係る項目

影響範囲については、大気汚染、騒音、振動及び水質の公害関係法令に基づく届出施設が存在しているが、札幌市が実施する一般環境大気汚染測定結果及び土壌ダイオキシン類の測定結果は環境基準等を達成している。また、悪臭発生施設は存在しない。河川の水質については、全ての項目が環境基準を達成している。

イ 地域の自然的状況に係る項目

事業実施区域の植生区分は造成地であり、パークゴルフ場、事業場などが分布する。また、事業実施区域の北方の海岸側は、海浜植生群落や海岸林が分布し、内陸側に向かって樹林地やススキ、ヨシ等の草地在している。

また、事業実施区域の南東約 2.4km の位置に前田森林公園が、北東約 4.1km の位置に樽川公園が、南東約 5.1km の位置には手稲稲積公園が存在している。

2) 社会的状況

ア 地域の社会的状況に係る項目

事業実施区域周辺は市街化調整区域となっている。事業実施区域の南方は手稲山口地区となっており、パークゴルフ場、事業場などが分布する。更に南方には、山口地区があり住宅地となっている。

札幌市内から事業実施区域への主要アクセス道路は主要道道前田新川線、一般国道 337 号、市道稲山線であり、一般国道 337 号沿線には北海道札幌あすかぜ高等学校が存在する。

イ 環境法令等に係る項目

事業実施区域は、札幌市が悪臭の規制地域に指定しているが、騒音に係る環境基準の類型指定地域、騒音及び振動の規制区域に指定されていない。

事業実施区域の流域河川である濁川は河川の水質に係る環境基準の類型は指定されていないが、東方向を流れる新川は、河川の水質に係る環境基準 D 類型に指定されている。

また、事業実施区域及びその周辺においては、自然環境の保全に関する法令に基づき指定された区域及び地域はない。

事業実施区域の北方 0.3km の位置にある海岸林は、保安林に指定されている。